



2022年5月23日

各 位

所在地 東京都渋谷区円山町3番6号  
会社名 株式会社 ギガプライズ  
代表者名 代表取締役社長 佐藤 寿洋  
(コード番号 3830 名証ネクスト市場)  
問合せ先 取 締 役 植田 健吾  
電話番号 03-5459-8400 (代表)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更に関する議案を2022年6月21日に開催予定の第26回定時株主総会に付議することを決定しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 当社の事業内容の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条(目的)を変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されるため、変更するものであります。
  - ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
  - ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
  - ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 2022年6月21日(火曜日)  
定款変更の効力発生予定日 2022年6月21日(火曜日)

以上

(別紙)

定款変更新旧対照表

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. コンピューター並びに周辺機器の製造、販売、賃貸、輸出入および導入指導</p> <p>4. (条文省略)</p> <p>5. 通信機器並びにその周辺機器の製造、販売、賃貸、輸出入および導入指導</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>6. ~13. (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>14. ~16. (条文省略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. コンピューター並びに周辺機器の製造、販売、賃貸、輸出入、<u>保守</u>および導入指導</p> <p>4. (現行どおり)</p> <p>5. 通信機器並びにその周辺機器の製造、販売、賃貸、輸出入、<u>保守</u>および導入指導</p> <p>6. <u>電気通信事業法に基づく電気通信事業</u></p> <p>7. ~14. (現行どおり)</p> <p>15. <u>借上社宅および社有社宅管理の業務代行事業</u></p> <p>16. ~18. (現行どおり)</p>
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとる。</u></p> <p>② <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>附則</u></p> <p><u>変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>② 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>③ 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>